

景観法に基づく届出制度の運用改善について

都市・まちづくり課

1 届出事務の見直しについて

景観法に基づく届出事務について、野立ての太陽光発電施設に対する指導の実効性向上、新たな電気供給施設の出現に伴う届出制度の対応、また、電柱に係る届出事務改善等のため、所要の見直しを行う。

2 見直しの方向性

(1) 野立ての太陽光発電施設について

ア 平成 28 年、周辺住民等からの問合せ事例が多数発生したことを受け、野立ての太陽光発電施設を届出対象行為に追加、令和元年には「太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項（別紙 1）」を添付書類に追加する規則改正を行ったところ。先般のゼロエネ施策の高まりに伴い太陽光発電施設の設置に対する法実効性を高めるため配慮事項を基に景観育成基準への位置づけを行う（別紙 2）

イ 近年、地面に対して垂直にモジュールを配置する形態のものが出現。届出対象規模算定を建築面積（水平投影面積）としていることから、大規模なものであっても届出の対象規模を下回り届出対象外となる事例が想定されるため、次のとおり届出対象行為の見直しを行う

行為の種類	届出が必要な規模	
	一般地域	重点地域
太陽光発電施設 (一団の土地又は水面に設置されるもの) の建設等	(現行) <u>太陽電池モジュールの建築面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの</u> (変更案) <u>太陽電池モジュールの面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの</u>	(現行) <u>太陽電池モジュールの建築面積の合計が 20 平方メートルを超えるもの</u> (変更案) <u>太陽電池モジュールの面積の合計が 20 平方メートルを超えるもの</u>

(2) 電気供給施設等について

ア 電気事業者が送受電のために設置する電柱について、規格が決まっており同一の形態をしているため、電気供給事業者等と協定を締結し、当該事業者により建設される協定に基づいた電柱については届出の適用除外としている。

イ 近年、電柱や鉄塔等以外にも、大規模蓄電施設等、高さを必要としないが広大な面積を必要とする電気供給施設が見受けられ、大規模なものであっても届出の対象規模を下回り届出対象外となる事例が想定されるため、次のとおり届出対象行為の見直しを行う。

行為の種類	届出が必要な規模	
	一般地域	重点地域
電気供給施設等の建設	(現行) 高さ 20m を超えるもの (変更案) 高さ 20m を超えるもの又は建築面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの	(現行) 高さ 8 m を超えるもの (変更案) 高さ 8 m を超えるもの又は建築面積の合計が 20 m ² を超えるもの

(3) 景観育成重点地域の届出規模等について

県では現在、4つの景観育成重点地域を指定しているが、景観育成ビジョンの策定後、既存地域の変更、新規地域の指定を検討しているところ。既存の届出規模や景観育成基準を単に踏襲するのではなく、地域性、開発動向の現状、将来の目標像を考慮した規模、基準とする必要がある。

景観育成ビジョン策定後に設立される広域景観エリア協議会において、届出規模及び景観育成基準について検討の場を設けたい。

県のみならず、参加する景観行政団体の規制と大きな差異が生じないよう調整し、広域景観エリアの景観特性に応じた規模・基準としたい

(参考) 現在の景観育成重点地域の届出規模

行為の種類	景観育成重点地域の届出規模
建築物	高さ 13mを超えるもの又は床面積 20 m ² を超えるもの
プラント類	高さ 13mを超えるもの又は築造面積 20 m ² を超えるもの
土地の形質の変更	変更面積 300 m ² を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5mを超えるもの

太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項

太陽光発電施設の設置については、各種法令の遵守が求められており、景観に関しては、長野県景観育成計画及び各重点地域景観計画における景観育成基準に適合することとされています。

以下に、その具体的な配慮方法を整理しましたので、届出にあたりチェックリストとしてご活用ください。

項目	配慮事項	チェック	
太陽電池モジュール	全体	(1) 梁線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないよう、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。 (2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、必要に応じて完成予想図の作成（シミュレーション）等の実施を検討する。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。 (2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。 (2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	
	形態・意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。 (2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。 (3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
	材料・色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。 (2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">フレーム</td> <td>(1) 低反射の素材を用いる。 (2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	フレーム
フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。 (2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	<input type="checkbox"/>	

項目	配慮事項	チェック
付属設備	(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。	<input type="checkbox"/>
	(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。	<input type="checkbox"/>
	(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。	<input type="checkbox"/>
敷地の緑化	(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。	<input type="checkbox"/>
	(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	<input type="checkbox"/>
その他	(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	<input type="checkbox"/>
	(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	<input type="checkbox"/>

なお、上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

長野県景観育成計画における景観育成基準（重点地域・特定地区を除く）

別紙2

1 共通事項

- (1) 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。
 - ア 良好的な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないよう努めること。
 - イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないよう努めること。
 - ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。
- (2) うるおいのある良好な空間をつくるため、緑化にあたっては、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (3) 建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、次のとおりとする。
 - ア 広域的な観点から景観に与える影響に配慮するとともに、地域の景観の育成に寄与するよう配慮すること。
 - イ 威圧感や殺風景な印象を与えないよう配慮するとともに、屋上設備や広告物等付帯設備を含め全体としてまとまりのある景観の育成に配慮すること。
 - ウ 建築物が連坦する地域にあっては、まち並みという連続した空間の一部であることを認識し、一体性の確保に配慮すること。

2 各地区区分ごとの基準

区分	都市	沿道	田園	山地・高原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更				
ア 配置	<p>(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</p> <p>(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p>	<p>(ア) 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するように努めること。</p> <p>(イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p>	<p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。</p>	<p>(ア) 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。</p>
イ 規模	<p>(ア) ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。 ・太陽光発電施設にあっては、周辺から見えにくいよう、施設の高さ及び太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑えること。</p> <p>(イ) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。</p>	<p>(ア) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。</p>	<p>(ア) 各々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。</p>	<p>(ア) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。</p>
ウ 形態 ・意匠	<p>(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</p> <p>(ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。</p> <p>太陽光発電施設にあっては、太陽電池モジュールの傾斜角は、周辺の山並み、建築物の屋根等と極力整合させること。</p> <p>(エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とすること。</p> <p>(オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・太陽光発電施設にあっては、規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避けること。</p> <p>(カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 ・太陽光発電施設にあっては、モジュールの裏面が周辺の道路から見えにくくなるとともに、電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努めること。</p> <p>(ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・太陽光発電施設にあっては、当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせること。</p>	<p>(ア) 背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</p> <p>(ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。</p>	<p>(ア) 背景のスカイライン及び田園の広がりに調和する形態とすること。</p> <p>(ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。</p>	<p>(ア) 周辺の山並みと調和する形態とすること。</p> <p>(ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺のスカイラインとの調和に努めること。</p>
エ 材料	<p>(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</p> <p>太陽光発電施設にあっては、低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行い、素材の結晶が目立たないものを選択すること。また、フレームは低反射の素材を用いること。</p> <p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p>			

区分	都市	沿道	田園	山地・高原
オ 色彩等	<p>(7) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</p>	<p>(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。</p>	<p>(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。</p>	<p>(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</p>
カ 敷地の緑化	<p>(7) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>(イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉、太陽光発電施設等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>(エ) 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p>			
キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)に関する付加基準	<p>(7) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 <p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。 	<p>(イ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとすること。</p>	<p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・ 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。 	
(2) 土地の形質の変更				
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>(ア) 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</p>			<p>(ア) 敷地内にある良好な樹木、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</p>
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採				
採取等の方 法、採取等 後の緑化等	<p>(ア) 周辺からは目立ちにくく、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>			
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵				
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</p>			